

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン福山（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル資機材の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、福山市内において地震、津波、風水害等による災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、レンタル資機材（以下「資機材」という。）を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を提供するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により資機材の提供を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

- 第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

- 第4条 乙は、依頼を受けた資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、甲が行うものとする。ただし、乙による運搬が可能な場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。
- 3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

- 第5条 甲は、乙が資機材を提供及び運搬する場合は、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

- 第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上で決定するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（平常時からの相互協力）

第7条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の提供ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定期間)

第8条 協定期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

2018年(平成30年)11月6日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 廣 直 幹

乙 福山市卸町4番15号
株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高 橋 良 太

別表

災害時に提供を要請する資機材		
[資機材]		
・ 玄関マットSサイズ	90cm×75	400枚
・ 玄関マットLサイズ	150cm×90	200枚
・ 玄関マットLLサイズ	180cm×120	60枚
・ 玄関マットWサイズ	180cm×150	30枚
・ 玄関マットTサイズ	240cm×150	30枚
・ フロアーモップ中	56cm×34	300枚
・ フロアーモップ大	73cm×34	200枚
・ 空気清浄器		10台
・ 浄水器		70台

様式 1 (第 1 条関係)

年 (平成 年) 月 日

株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高橋 良太 様

福 山 市 長

災害時におけるレンタル資機材提供要請書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第 1 条に基づき、次の通り要請します。

必要とする資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考

様式2（第2条関係）

年（平成 年） 月 日

福山市長 様

株式会社ダスキン福山
代表取締役社長 高橋 良太

災害時におけるレンタル資機材提供実績報告書

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第2条に基づき、次の通り提供したレンタル資機材の実績について報告します。

引渡し資機材	数量	引渡場所	引渡日時	備考